

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)

令和7年6月11日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの

1件

厚生年金保険関係

1件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第 2500006 号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第 2500015 号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日及びB社(現在は、A社)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 44 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 14 年 8 月 1 日から平成 16 年 8 月 1 日まで

請求期間に係る年金記録が確認できないが、勤務していたA社C営業所がB社に吸収され、会社は変わったものの退職はしておらず仕事内容も変わっていない。調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

雇用保険の加入記録、戸籍の附票における住所の記録及び同僚の回答から、請求者が請求期間においてA社又はB社のいずれかに勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、A社の事業主は、請求者は同社において平成 14 年 8 月 1 日厚生年金保険被保険者資格喪失であり、請求どおりの厚生年金保険の届出、厚生年金保険料の納付及び控除について行っていない旨回答している。

また、A社が加入しているD健康保険組合の回答及び企業年金連合会から提出された中脱記録照会(回答)によると、請求者の記録は同社における厚生年金保険の被保険者記録(平成 7 年 2 月 1 日資格取得、平成 14 年 8 月 1 日資格喪失)と一致している。

さらに、B社の合併先であるA社は、請求者のB社に係る資料が残っておらず、請求どおりの厚生年金保険の届出、厚生年金保険料の納付及び控除を行ったかについて不明である旨回答しているほか、同僚 15 名に照会し、7 名から回答を得られたものの、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料控除を推認できるような回答、資料等を得ることはできなかった。

加えて、E市の回答によると、請求者は請求期間に同市の国民健康保険に加入していたことが確認できる。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。